

# 公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月31日

第七管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

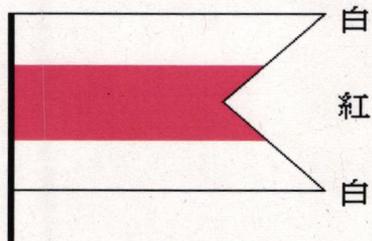
- (1) 区 域 長崎県沖合（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年3月3日から  
令和7年4月30日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 七管区水路通報に掲載する。

付図



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan  
海洋状況表示システムを加工して作成